

業務説明資料

本業務における業務説明資料は次のとおりです。

1 業務概要

- (1) 業 務 名 令和8年度浜松市中央区魅力発信事業業務
- (2) 履 行 期 間 契約締結日から令和9年3月5日まで
- (3) 履 行 場 所 浜松市中央区内
- (4) 契約上限金額 4,400千円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 通則

本業務を施行するに当たり実施業務委託契約書及び本業務説明資料に基づき、委託者と常に密接な連絡を取り、正確かつ誠実に業務を行わなければならない。

3 業務目的

中央区の歴史文化や地域資源（食・街道等）を活用したイベントを行い、慣れ親しんだ地域の枠を越え、各地域（中・東・西・南地域）の共通項や特色を新発見・再発見することで、中央区に対する住民の誇りや愛着を育むことを目的とする。

4 実施内容

(1) 中央区内周遊型謎解きラリー

- (ア) 期 間：令和8年12月下旬から2月6日（土）まで
- (イ) 場 所：中央区内各地域（中・東・西・南地域）
※詳細な場所については、提案を基に市と協議の上決定する
- (ウ) 参加費：無料

(2) イベント

- (ア) 日 程：令和9年2月7日（日） ※雨天決行
- (イ) 場 所：浜名湖ガーデンパーク 街のエリア（浜松市中央区村楯町5475-1）
※体験学習館（研修室1・2）、屋外ステージについて施設予約済
- (ウ) 参加費：無料
- (エ) 内 容：以下を想定し、受託者と調整の上、詳細を決定する
 - ・(1) 謎解きラリーの最終設問設置、ゴールした方への賞品贈呈
 - ・講演、パフォーマンス等のイベントコンテンツ※イベント名称の立案を含む
※おいしい舞阪まるごと体験フェアと同日開催となる
双方のイベントの相乗効果をもたらす内容とすること

5 業務内容

(1) 中央区内周遊型謎解きラリーの構成

- ・1～2か月程度の期間中に参加者が中央区内各地域を周遊しながら謎解きを行い、イベント開催日に浜名湖ガーデンパークで最終問題を解き、ゴールを目指すことを基本として、ストーリーを含め全体の構成を行う
- ・20歳～40歳の子育て世代の親子を中心に、幅広い年代の方々が参加したくなる「謎解き」を活用し、楽しみながら、中央区内各地域の歴史・文化・食・街道等の魅力に触れられるストーリー及びプログラムとなるよう配慮すること
- ・謎解きラリーの参加費については無料とする
- ・謎解きのチェックポイントを中央区内各地域（中・東・西・南地域）に1か所ずつ、浜名湖ガーデンパーク 街のエリア内に1か所以上設置し、ゴール地点（賞品贈呈の場所）は体験学習館とすること
- ・浜名湖ガーデンパーク 街のエリア内の謎解きのチェックポイントについては、悪天候でも楽しめるよう屋根のある場所にする等工夫すること
- ・イベント当日からの参加者についても楽しめるよう、12月下旬からの周遊型参加者及び当日参加者の双方が参加可能な内容とすること

(2) 謎解きの問題制作

- ・(1) で制作した構成に基づき、各チェックポイントにおける謎解きの問題制作を行う
- ・問題の難易度は小学校高学年のみでも解くことが可能（低学年も大人の手助けがあれば解くことが可能）な程度とし、解読のためのヒントを用意すること
- ・問題にイラストを使用する際は、可能な限りオリジナルのイラストを使用すること
- ・ストーリーに出てくるキャラクターに関しては、委託者にて指定したものをを使用することを前提とすること

※上記の仕様を最低限とし、上級者向けの追加設定などの提案も可能とする

(3) 謎解きのチェックポイントに設置するパネルの制作

- ・イベント構成に基づき、各謎解きのチェックポイントに設置するパネルを制作する
- ・電子データをPDF形式で納品すること

(4) 謎解きキットの制作

- ・サイズは提案によるものとする
- ・イベントのPRもできるものとする
- ・謎解きは、紙媒体、電子媒体又はこれらを組み合わせた方式により実施するものとし、12月下旬からの周遊型参加者及びイベント当日からの参加者の双方が円滑に参加できる仕組みを構築すること
なお、紙媒体のみの場合、発行部数は5,000部とすること
- ・電子データはPDF形式で納品すること

(5) 賞品の設定・制作

- ・中央区内周遊型謎解きラリーに参加して一定の条件をクリアした方全員に、賞品を贈呈する企画を実施すること

- ・金額の設定は全体で50万円程度とし、賞品は全体で5種以上、その内浜松市中央区（特に東または南地域）を再訪する動機付けとなるような賞品を4種類以上設定すること
- ・制作する場合（例：オリジナルステッカー等）は中央区にゆかりのあるもののデザインとすること
- ・贈呈する賞品は、その場の抽選により決定する仕組みとすること
- ・賞品に係る費用（購入費、梱包費、製作費等）は、本業務に含むものとする
- ・賞品は合計5,000個用意すること
- ・参加者に対し、中央区の歴史・文化・食・街道等の魅力を発信するための広報物（例：リーフレット等）を作成し、5,000部配布すること
- また、当該広報物のデータはPDF形式で納品すること

(6) 講演、パフォーマンス等のイベントコンテンツの企画実施

- ・開催は当日午前10時から午後2時の間で、おいしい舞阪まるごと体験フェアのイベントスケジュールに配慮した時間割案等を提示すること
- ・体験学習館や屋外ステージ等を使用し、中央区ならではの独自性の高いイベントコンテンツを企画提案し、実施すること
- ・企画提案に当たっては以下（ア）（イ）を含めたイベント構成案等を提示すること

（ア）浜松市中央区にちなんだ歴史・文化・食・街道等に精通した著名人や、謎解き・クイズ・音楽等のエンターテインメントを通じて若い世代を含む幅広い世代への訴求力や情報発信力を有し、浜松市中央区の魅力を発信できる著名人による講演

（イ）中央区各地域（中・東・西・南地域）の特色ある歴史、文化、産業、伝統芸能等の地域資源を活用し、各地域の特色や魅力を広く発信するイベントコンテンツを企画、実施すること

なお、企画内容は前年度の実施内容を踏まえ、新たな地域の魅力を紹介できるものとする

参考（過年度実績）

前年度は、西地域の地域資源を活用した雄踏歌舞伎体験を実施した

- ・司会進行を含め、イベントが滞りなく円滑に実施できる体制を整えること
- ・参加費、観覧費については無料とすること
- ・出演者の控室が必要な場合は、委託者が後日指定する場所を使用すること

(7) 中央区内周遊型謎解きラリー、イベント全般の準備・運営

(ア) 事前準備

- ・中央区内周遊型謎解きラリー、イベント名称の立案
- ・イベント会場レイアウトの企画
- ・謎解きチェックポイントのパネルの設置
- ・各種マニュアル（運営・設営等）の作成、配布
- ・イベント保険等への加入
- ・ゲスト、出演者の選出、連絡調整、謝礼金・出演料の支払い等
- ゲスト、出演者等は、委託者と協議の上、決定するものとする
- ・運営事務に必要な書類作成、提出

- ・ イベント当日の運営人員の手配
 - ※ 当日、イベント全体を把握しているスタッフを4～5名以上配置すること
- ・ その他事前準備に係る業務全般
- (イ) 会場設営、当日運営、撤収等
 - ・ 備品賃借料については、委託料に含まれる
 - ※ 浜名湖ガーデンパーク施設利用料については、浜松市主催のイベントのため免除
 - ・ 必要な設備、装飾、備品等その他必要な資機材の手配、運搬、設置、撤去等を行うこと
 - ・ イベントは当日午前9時から午後2時までとし、準備、片付けをスムーズに実施すること
 - ・ 会場の形態、導線等に配慮した配置にすること
 - ・ 準備、片付けについては、委託者が後日指定する時間内で行うこと
 - ・ 撤去後は会場の清掃を含め原状回復し、イベントで発生した廃棄物（可燃物、不燃物、資源物等）は関連法令に則り適切に処分すること
 - ・ スタッフの控室が必要な場合は、委託者が指定する場所を使用すること
- (ウ) 受付業務
- (エ) 来場者に対するイベント案内の実施
- (オ) イベント参加者向けアンケートの実施、集計
 - ・ イベント参加者向けアンケートを実施すること
 - ・ 内容は委託者と協議の上、決定するものとする
- (カ) その他会場設営、当日運営、撤収等に係る業務全般
- (8) 広報物の作成
 - ・ イベントの周知・広報にあたり、広報用のチラシを作成、印刷、納品すること
 - ・ デザイン、印刷を受託者にて行うものとする
 - ・ 区民等の関心を惹き、イベントを効果的にPRするデザインとすること
 - ・ チラシ（A4サイズ1,000枚、B2サイズ500枚）を印刷すること
 - ・ 電子データをPDF形式で納品すること
- (9) イベント広報
 - ・ インフルエンサー等を活用した、イベント広報を行うこと

6 成果品

- (1) 業務完了報告書
- (2) 概要資料一式（イベント内容、参加者数等） ※2部及びデータ
- (3) 謎解きパネル（ポスター） ※本体及びデータ
- (4) 謎解きキット ※5,000部及びデータ
- (5) 賞品 ※合計5,000個
- (6) チラシ（A4サイズ1,000枚、B2サイズ500枚）
- (7) 写真データ一式（周遊型謎解きラリー、イベント準備～イベント完了までの様子・風景等）
- (8) その他市長が必要と認めるもの

7 その他

- (1) 本事業における基本的な仕様は上記のとおりであるが、企画提案書の内容により、選定業者と協議のうえ一部を変更する場合もある。
- (2) イベントの実施においては、おいしい舞阪まるごと体験フェア実行委員会（事務局：舞阪町観光協会）と協働する可能性がある。おいしい舞阪まるごと体験フェア実行委員会と適宜協力しながら制作にあたること。
- (3) 本説明資料に記載のない細部の事項については、契約時又は契約後に協議して決定する
- (4) 受託者（再委託を受けた者も含む）は、本業務の実施に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、業務終了後も同様とする。
- (5) 個人情報の保護については、十分な注意を図り、流失、損失が生じないこと。
- (6) 本業務で作成した資料等の全ての著作権及び著作権は、委託者に帰属するものとする。